



平成 21 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 取締役頭取 久保田 勇夫
(コード番号：8327 東証第一部、大証第一部、福証)
問合せ先責任者 取締役総合企画部長 石田 保之
TEL 092-476-1111 (大代表)

会社分割による連結子会社からの有価証券投資事業の承継に関するお知らせ

当行及び当行の連結子会社である株式会社長崎銀行は、それぞれ本日開催の取締役会において、グループ総合力のさらなる強化を目的に長崎銀行の有価証券投資事業に関する権利義務を当行に承継させる会社分割を行うことを決議し、本日付で吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本会社分割は、当行と連結子会社との間の簡易吸収分割であることから、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 会社分割の目的

当行は、長崎銀行を当行グループのエリアカンパニーと位置付け、人事面、営業面、資本面などで密接な連携を図っております。こうしたなか、金融機関を取り巻く経営環境は今後も厳しさを増すことが予想されることから、次の 3 つの効果を同時にもたらし、当行グループ総合力のさらなる強化につながる有効な方策として、本会社分割を実施することといたしました。

(1) グループのリスク管理態勢の強化

依然として不安定な金融情勢の下、有価証券関係損益が業績に与える影響は小さくなく、有価証券投資事業には高度なリスク管理が求められております。

本会社分割により、有価証券投資事業に関わるリスク管理は親銀行である当行に一本化されるため、グループとしてのリスク管理態勢の強化につながります。

(2) 長崎銀行の本部業務の効率化

当行と長崎銀行では、“預貸金業務や預り資産業務など長崎銀行ブランドで展開した方が効果的な業務は長崎銀行で推進する一方、長崎銀行の本部業務のうち親子で重複する業務は、できる限り当行へ移行し削減する”という考え方にに基づき、業務の効率化を進めております。

本会社分割により、長崎銀行は有価証券投資事業に関わる運用・管理コストの削減が図れ、同事業に関わる経営資源を営業部門に投下することができます。

(3) 長崎銀行の財務基盤の強化

長崎銀行が、地域金融機関として金融仲介機能の発揮を通じて地域経済の発展により貢献するためには、取引先への円滑な資金供給と取引先の経営状態の悪化に備えた財務基盤の一層の強化が不可欠です。

本会社分割により、長崎銀行は地域経済への資金供給のための潤沢な資金を獲得するほか、同行の財務基盤は有価証券の価格変動の影響を一切受けないこととなります。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割決議取締役会 平成 21 年 9 月 28 日
分割契約書締結 平成 21 年 9 月 28 日
分割効力発生日 平成 21 年 11 月 6 日 (予定)
金 銭 交 付 日 平成 21 年 11 月 6 日 (予定)

(注 1) 本会社分割は、分割会社である長崎銀行においては会社法第 784 条第 3 項、承継会社である当行においては同法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易吸収分割に該当するため、両行ともに株主総会の承認を要しません。

(注 2) 本会社分割の効力発生は、関係当局の認可が前提となります。

(2) 分割の方式

長崎銀行を分割会社、当行を承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割に係る割当ての内容及びその算定の考え方

当行は、承継事業に関する権利義務の対価として金銭のみを長崎銀行に交付し、その額は承継事業に属する資産及び当該資産の保有に係る一切の権利義務の効力発生日の前日時点の帳簿価額(その他有価証券評価差額金等が計上されている有価証券については、その他有価証券評価差額金等計上前の帳簿価額をいう。)の合計額とします。

(注) 分割対価の金額は、平成 21 年 8 月 31 日時点の算定によれば 49,025 百万円となります。もっとも、この金額は承継事業に係る平成 21 年 8 月 31 日現在の貸借対照表を基礎としており、実際に交付する金額は本会社分割効力発生日の前日に確定いたします。

(4) 分割により変動する資本金

当行及び長崎銀行に、本会社分割に伴う資本金の額の変動はありません。

(5) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

長崎銀行は、新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当する事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

当行は、効力発生日における承継事業に属する資産及び当該資産の保有に係る一切の権利義務を長崎銀行から承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

当行及び長崎銀行が負担すべき債務履行の見込みについて、特段問題はありません。

3. 会社分割当事会社の概要

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

	承継会社	分割会社
商 号	株式会社西日本シティ銀行	株式会社長崎銀行
設 立 年 月 日	昭和 19 年 12 月 1 日	大正元年 11 月 11 日
本 店 所 在 地	福岡市博多区博多駅前三丁目 1 番 1 号	長崎市栄町 3 番 14 号
代 表 者	取締役頭取 久保田勇夫	取締役頭取 大場剛
資 本 金	85,745 百万円	6,316 百万円
発行済株式総数	831,732 千株	135,486 千株
純 資 産	264,060 百万円	5,578 百万円
総 資 産	6,886,640 百万円	294,865 百万円
決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
当事会社間の関係	分割会社は、承継会社の連結子会社です。	

4. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

長崎銀行資金証券部資金証券グループ 班が所管する有価証券投資事業です。

(2) 承継する部門の経営成績

部門単位での業績は集計しておりません。

(3) 承継する資産・負債の項目及び帳簿価額

(単位：百万円)

資産		負債
有価証券	48,897	
その他資産	128	
合計	49,025	合計

(注1) 帳簿価額は平成21年8月31日現在の貸借対照表を基礎としており、実際に承継する金額は本会社分割効力発生日の前日に確定いたします。

(注2) 有価証券の評価差額は 1,068 百万円となっております。

5. 会社分割後の上場会社の状況

商号、本店所在地、代表者、資本金、決算期について、上記3. 会社分割当事会社の概要(承継会社)からの変更事項はありません。

6. 今後の見通し

(1) グループ戦略の方向性

当行と長崎銀行は、親子銀行としての実効ある独自のビジネスモデルを展望しており、本会社分割も、親子銀行の特性を活かした有効なグループ戦略と位置付けております。

今後も、グループとしての的確・効率的な業務運営を通じて、利用者の利便の向上と地域経済の発展に貢献してまいりたいと考えております。

(2) 業績への影響

本会社分割による今期業績予想の変更はありません。

以上

《本件に関するご照会先》

西日本シティ銀行 総合企画部 井野・^{あしな}鞆名 Tel 092 461 1867